水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として 環境大臣が定める基準の設定に関する資料

リニュロン

. 評価対象農薬の概要

1.物質概要

化学名 (IUPAC)	3 - (3 , 4 - ジクロロフェニル) - 1 - メトキシ-1 - メチル尿素						
分子式	C ₉ H ₁₀ C I ₂ N ₂ O ₂ 分子量 249.1 CAS NO. 330-55-2						
構造式		CI————————————————————————————————————					

2.作用機構等

リニュロンは、尿素系の除草剤であり、根部から吸収されて葉に蓄積し、光合成反応系を阻害することにより除草活性を示す。

本邦での初回登録は1964年である。

製剤は粒剤、粉粒剤、水和剤及び乳剤が、適用農作物等は麦、雑穀、果樹、野菜、いも、豆、飼料作物等がある。

原体の輸入量は 65.0t (平成 25 年度)、67.8t (平成 26 年度)、117.8t (平成 27 年度)であった。

年度は農薬年度(前年10月~当該年9月)、出典:農薬要覧-2016-((一社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性

外観・臭気	白色結晶固体、無臭 (常温常圧)	土壌吸着係数	$K_F^{ads}_{0C} = 400 - 600 (25)$
融点	92.6 - 93.8	オクタノール / 水分配係数	logPow = 3.15 (25 \ pH7.17)
沸点	176 以上で分解のため 測定不能	生物濃縮性	-
蒸気圧	1.9 × 10 ⁻⁴ Pa (25)	密度	1.5 g/cm ³ (20)

加水分解性	半減期 806日(25 、pH5) 1,140日(25 、pH7) 1,372日(25 、pH9) 21日(20 、0.1N NaOH) 約3日(60 、0.1N HCI、	水溶解度	7.72×10 ⁴ μg/L (25)				
	0.1N NaOH)						
	半減期						
	48.8 日						
	(滅菌緩衝水、pH5、25 、6,000-8,000W/m²、285 - 2,800nm)						
水中光分解性	約2ヵ月半						
	(蒸留水、20 、270W/m²、285 - 385nm)						
	約 1 ヵ月(東京春季太陽光換算約 1 ヵ月)						
	(自然水、20 、270W/m²、285 - 385nm)						

. 水産動植物への毒性

1.魚類

(1) 魚類急性毒性試験[](コイ)

コイを用いた魚類急性毒性試験が実施され、 $96hLC_{50}$ = 6,070 μ g/L であった。

被験物質	原体								
供試生物	コイ(Cyprinus carpio) 10尾/群								
暴露方法	半止水式(暴露開始 48 時間後に換水)								
暴露期間	96h								
設定濃度(μg/L)	0	405	1,210	3,640	5,100	7,140	10,000		
実測濃度(µg/L)	0	384	1,140	3,490	4,980	6,970	9,790		
(時間加重平均)									
死亡数/供試生物	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	9/10	10/10		
数 (96hr後;尾)									
助剤	助剤 DMF 0.1mL/L								
LC ₅₀ (µ g/L)	C ₅₀ (μg/L) 6,070 (95%信頼区間 4,950-6,930)(設定濃度 (有効成分換算値)に基づく					に基づく)			

表 1 魚類急性毒性試験結果

2. 甲殼類等

(1)ミジンコ類急性遊泳阻害試験[](オオミジンコ)

オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験が実施され、 $48hEC_{50} = 1,900 \mu g/L$ であった。

表 2 ミジンコ類急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体							
供試生物	オオミジンコ (Daphnia magna) 20 頭/群							
暴露方法	止水式	止水式						
暴露期間	48h							
設定濃度(μg/L)	0	1,000	1,500	2,250	3,380	5,060	7,590	11,400
実測濃度(μg/L)	0	941	1,580	2,300	3,470	5,160	7,470	11,500
(算術平均値、								
有効成分換算値)								
遊泳阻害数/供試生	0/20	0/20	0/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20
物数 (48hr 後;頭)								
助剤	DMF 10	Omg/L(復	用した最	高濃度)				
EC ₅₀ (μ g/L)	1,900 (95%信頼限界 1,700 - 2,100)(実測濃度(有効成分換算値)に基づ) に基づ					
	<)							

3.藻類

(1)藻類生長阻害試験[](ムレミカヅキモ)

Pseudokirchneriella subcapitata を用いた藻類生長阻害試験が実施され、 $72hErC_{50} = 35 \mu g/L$ であった。

表 3 藻類生長阻害試験結果

被験物質	原体							
供試生物	P. subca	P. subcapitata 初期生物量1.0×10⁴cells/mL						
暴露方法	振とう培	·養						
暴露期間	72h							
設定濃度(μg/L)	0	0.80	1.8	4.0	8.8	20	43	96
(有効成分換算値)								
実測濃度(µg/L)	0	0.79	1.8	3.6	8.6	19	42	92
(算術平均値、								
有効成分換算値)								
72hr 後生物量	47.3	56.6	45.9	53.3	24.9	17.5	5.58	1.83
(×10 ⁴ cells/mL)								
0-72hr 生長阻害率		-5	1	-4	16	25	56	90
(%)								
助剤	なし			·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ErC ₅₀ (μg/L)	ErC ₅₀ (µg/L) 35(95%信頼区間 25-51)(実測濃度(有効成分換算値)に基づく)				·			

. 水産動植物被害予測濃度(水産 PEC)

1.製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム((独)農林水産消費安全技術センター)によれば、本 農薬は製剤として粒剤、粉粒剤、水和剤及び乳剤があり、適用農作物等は麦、雑穀、 果樹、野菜、いも、豆、飼料作物等がある。

2. 水産 PEC の算出

(1)非水田使用時のPEC

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法(下表左欄)について、第1段階のPEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

表 4 PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター (非水田使用第1段階:地表流出)

PEC 算出に関す	する使用方法	各パラメーターの値				
適用農作物等	果 樹	/: 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左側の最大使用量に、有効成分濃度を 乗じた上で、単位を調整した値)	1,500			
剤 型	50%水和剤					
当該剤の単回単位 面積当たり最大使	300 g/10a (10a 当たり薬剤	Z _{river} :1 日河川ドリフト面積(ha/day)	-			
用量	300g を希釈水 70 ~150L に添加)	N _{drift} :ドリフト寄与日数(day)	-			
地上防除/航空防除 の別	地上防除	Ru:畑地からの農薬流出率(%)	0.02			
使用方法	全面土壌散布	Au:農薬散布面積(ha)	37.5			
区州刀広	土山上坻舣仰	f _u :施用法による農薬流出係数(-)	1			

これらのパラメーターより、非水田使用時の PEC は以下のとおりとなる。

非水田 PEC _{Tier1} による算出結果	0.0059 μg/L
----------------------------------	-------------

(2)水産 PEC 算出結果

(1)より水産 PEC は 0.0059 μg/L となる。

.総合評価

1. 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値

各生物種の LC_{50} 、 EC_{50} は以下のとおりであった。

魚類 [] (コイ急性毒性) 96hL C_{50} = 6,070 μ g/L 甲殻類等 [] (オオミジンコ急性遊泳阻害) 48hE C_{50} = 1,900 μ g/L 藻類 [] (ムレミカヅキモ生長阻害) 72hEr C_{50} = 35 μ g/L

魚類急性影響濃度(AECf)については、魚類 []の LC_{50} (6,070 μ g/L)を採用し、不確実係数 10 で除した 607 μ g/L とした。

甲殻類等急性影響濃度 (AECd) については、甲殻類等 []の EC_{50} (1,900 μ g/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 190 μ g/L とした。

藻類急性影響濃度 (AECa) については、藻類 []の ErC_{50} (35 μ g/L) を採用し、35 μ g/L とした。

これらのうち最小の AECa より、登録保留基準値は 35 μ g/L とする。

2. リスク評価

水産 PEC は $0.0059\,\mu$ g/L であり、登録保留基準値 $35\,\mu$ g/L を超えていないことを確認した。

<検討経緯>

平成 29 年 4 月 21 日 平成 29 年度水産動植物登録保留基準設定検討会(第 1 回) 平成 29 年 5 月 22 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(第 57 回)